

# 標準委員会 発電炉専門部会 リスク情報活用ガイドライン分科会 第7回 (P12SC7) 議事録

日時 2007年8月31日 (金) 13:30 ~ 17:00

場所 日本原子力技術協会 A・B会議室

出席者 平野主査 (JAEA), 福田副主査 (JNES), 成宮幹事 (関電), 今井委員 (東電), 植田委員 (電中研), 笠井委員 (原技協), 河井委員 (原技協), 倉本委員 (NEL), 栗坂委員 (JAEA), 黒岩委員 (MHI), 佐治委員 (MHI), 橋本委員 (東芝), 久持委員 (日立), 藤本委員 (JNES), 御器谷委員 (保安院), 村松委員 (JAEA), 門谷委員 (原電), 山口委員 (阪大), 米山委員 (TEPSYS)  
常時参加者 日高 (原安委), 廣川 (TEPSYS), 藤田 (中電CTI), 西岡 (四電) (敬称省略)

## 配付資料

- P12SC7-1 標準委員会 発電炉専門部会 リスク情報活用ガイドライン分科会第6回 (P12SC6) 議事録 (案)
- P12SC7-2-1 原子力発電所の安全確保活動へのリスク情報活用に関する実施基準(仮称)の概要について(骨子案)(第27回発電炉専門部会用)
- P12SC7-2-2 原子力発電所の安全確保活動へのリスク情報活用に関する実施基準(仮称)の概要について(骨子案)(第7回分科会用)
- P12SC7-3 原子力発電所の安全確保活動へのリスク情報活用に関する実施基準(仮称)(案)
- P12SC7-4 「統合的な意思決定」に関する整理
- P12SC7-5 リスク情報活用ガイドライン案(ドラフト)へのコメントおよび対応方針(案)
- P12SC7-6 実施基準の書き方のルール (案)

## 議事及び主な質疑応答

### (1) 出席者確認

成宮幹事により出席者数を確認し、全委員数23名のうち18名が出席しているため、本分科会の定足数を満たすことが確認された。

### (2) 資料確認

議事次第に基づき配布資料の確認を行った。

### (3) 前回議事録案の説明

成宮幹事より、資料P12SC7-1を使用して、前回議事録案について説明があり承認された。

### (4) 第27回発電炉専門部会での骨子案の報告状況

成宮幹事より、資料P12SC7-2-1及び資料P12SC7-2-2を用いて発電炉専門部会での説明状況及び現行案について説明があった。また、平野主査より、本基準は他の個別基準の上位に位置するものとしていく方針、本基準の適用範囲には議論して確認したものを明確に記載し、それ以外のものは解説に記載する方針も承認されたとの補足説明があった。

発電炉専門部会長のコメントである、「経済性」に関する記述は、「まえがき」に期待されることを述べる方向とすることが確認された。

### (5) 統合的な意思決定の位置づけの審議

今井委員より、資料P12SC7-4を用いて統合的な意思決定の位置づけについて説明があり、その内容について審議した。統合的な意思決定に考慮される要素としては、深層防護、PSA、及び安全余裕に加えて、実施可能性、監視可能性等の要素があるとの意見があった。章立ては、各々の要素の中身を議論してから検討することが確認された。

#### (6) 骨子標準案に対するコメント及びコメント対応方針の審議

P12SC7-5について、成宮幹事より検討経緯を明確にするためにも本資料を整備していくことが説明された。各コメント(No.81以降)の審議は下記のとおりである。

##### <コメントNo.81～No.90：橋本委員より説明>

ALARAの要求は、必須として取り扱う概念と相容れないという意見や、検討を要求する方針がいいのではないかとの意見があった。さらに、許容基準との関係で領域IIにおいて補償措置を要求する程度については、要求の仕方によってはALARAのインセンティブが得られないことが懸念されることが指摘された。本会で指摘された課題を考慮して、再度検討することが確認された。

また、実施計画及び監視計画の策定について、具体的なことが明確となっていないとの指摘があった。具体例で、例えばAOTを例に、実施計画に何を書くべきか整理すること、また、監視は変更の結果/影響を監視するというを明記することが確認された。

##### <コメントNo.91：今井委員より説明>

統合的な意思決定として規定すべき内容の候補として、専門家パネルの体制、レビュー項目、最終判断のプロセスという点が重要であるので、今後、議論を踏まえて検討していくことが確認された。

##### <コメントNo.92-95：橋本委員より説明>

ここでいう「再評価」は、「リスクの再評価」であることが確認されたが、再評価の頻度や品質保証、継続的改善等の課題があり、今後、再評価の項で何を記載すべきか整理することが確認された。

##### <コメントNo.96：倉本委員より説明>

ここでの品質保証は、変更管理プロセスの品質保証であることが確認された。

#### (7) 今後の予定

- ・ 今回のコメント対応は次々回とする。
- ・ 次回は9/13、次々回は10/10とする。

以上